

立入検査指導における主な指導事項

【建設業許可関係】

- ・ 営業所における建設業の許可票の掲示について、許可更新等があった場合は、その内容を適切に記載すること。
- ・ 建設業法第40条の3の規定に基づく帳簿を保存しておくこと

【雇用管理関係】

- ・ 雇用管理責任者を選任すること
- ・ 雇用管理責任者の研修を受講すること（努力義務）
- ・ 雇入れの際には労働条件を書面により明示すること

【下請契約関係】

- ・ 変更契約（金額の変更等）についても書面で行うこと
- ・ 下請業者への支払について、発注者から支払いを受けた日から1月以内に支払うこと
- ・ 下請代金を手形で支払う場合は、今後は手形サイトを60日以内とするよう努めること
- ・ 施工体制台帳の作成対象工事である旨、下請工事関係者に周知すること
- ・ 注文書及び請書に、同一の内容の契約約款を添付又は印刷すること
- ・ 再下請負人に工事を請け負わせて施工するときは、再下請施工通知を提出すること。また、請負代金の2分の1以上の額を1つの再下請人に請け負わせる場合は再下請承認申請も提出すること。

【労働安全衛生対策関係】

- ・ 安全衛生組織図を事務所内及び現場にも掲示すること
- ・ 安全衛生規則を作成すること